

## 令和 5 年度 東京都保険者協議会事業計画

### ● 東京都保険者協議会（年 3 回程度）

- ・各事業の進捗状況報告及び事業報告を行う。
- ・令和 6 年度の予算及び事業計画について協議を行う。
- ・特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた協議を行い、厚生労働省に対し要望書の提出を行う。
- ・東京都医療計画等の変更に関し、保険者協議会で行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出等を行う。
- ・東京都医療費適正化計画の変更及び同計画に基づく施策の実施に関する東京都からの協力要請に基づく保険者との調整等を行う。
- ・後発医薬品の使用について、東京都後発医薬品安心使用促進協議会と連携を行うとともに、さらなる使用促進の取組を行う。

### ● 特定健診・特定保健指導特別部会（状況に応じて随時開催）

- ・特定健診等の実施について、区市町村国保保険者と地区医師会との契約（島しょ地区においては、健診センター等と契約）状況を把握し、それをベースとした集合契約が円滑に行われるよう検討・協議し、関係機関との調整を行う。
- ・特定健診と特定保健指導の実施率向上に向けた取組について対応策を検討し、保険者が連携した取組を実施する。
- ・東京都保険者協議会の各種事業の周知を行うとともに円滑な実施に向けた情報提供等を行うためのホームページの運用・保守を行う。

### ● データ分析部会（年 3 回程度）

- ・医療計画等検討部会の要請を受け、医療計画等における現状等の把握に係る各医療保険者が保有するデータの活用について検討等を行う。
- ・データヘルス計画の推進等に係る検討
- ・データ分析に係る人材育成のための研修会を行う（年 1 回）。

### ● 保健活動部会（年 3 回程度）

- ・医療保険者が行う保健事業について協議を行い、各保険者の参考となるよう周知（情報提供）を行う。
- ・特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のため、被扶養者が指定機関以外で受けた健診結果を保険者へ情報提供するよう周知するなど、普及啓発を目的とした活動等を行う。
- ・特定健診・特定保健指導等のプログラム研修会（初級編、中・上級編、専門職編）を開催する。開催に当たって、講師等の選定を行う。
- ・保険者共同で取り組む広報活動等について検討・実施する。
- ・効果的な保健事業を展開するための研修会を行う（年 1 回）。

## ●医療計画等検討部会（年3～5回程度）

- ・第4期東京都医療費適正化計画の策定に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・第3期東京都医療費適正化計画に基づく施策の実施に関する東京都からの協力要請に基づき保険者との調整等を行う。
- ・第8次東京都保健医療計画の策定に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報収集し、必要に応じ情報提供や検討等を行う。

# 令和 5 年度 東京都保険者協議会 データ分析部会 実施計画

## 1 実施概要

医療計画等検討部会の要請を受け、保健医療計画等の変更に対し必要な意見を提出するためのデータ分析の実施について検討を行う。

また、医療費データ等に関する情報の収集やデータヘルスの推進等に係る事業等についての検討を行う。

## 2 実施内容

- ・医療計画等検討部会の要請を受け、保健医療計画等における現状等の把握に係る各医療保険者が保有するデータの活用について検討等を行う。
- ・データヘルス計画の推進等に係る検討、研修会（年1回）を行う。
- ・各医療保険者が行う医療費適正化の取組状況や課題を把握し、好事例や医療費分析結果等の共有を行う。

## 3 開催日程

第1回	令和5年	6月
第2回	令和5年	9月～10月
第3回	令和6年	1月